

# 受益者保護のための機関

## 1 信託管理人・信託監督人・受益者代理人

旧信託法では、不特定の受益者または未だ存在しない受益者を保護するために、自己の名により信託に関する裁判上または裁判外の行為を行なう信託管理人の制度（旧信託法8条）が置かれていましたが、信託法では、受益者の保護を図るとともに、より使い勝手がよくなるように、「信託管理人」、「信託監督人」、「受益者代理人」という3つの制度を新設しています。



受益者の保護

信託管理人：受益者が現に存しない場合

信託監督人：受益者が高齢者、未成年者であることなど、受託者を監視・監督することが困難であるような場合

受益者代理人：受益者が短期間に入れ替わる場合や、受益者が特定していても多数である場合

## 2 信託管理人

### (1) 信託管理人の権利・義務

信託管理人は、自己の名で受益者の権利に関する一切の裁判上または裁判外の行為を行うことができますが、信託行為による別段の定めにより制限することもできます（信託法125条）。一方、義務として、善管注意義務・誠実公平義務が課せられています（同法126条）。

### (2) 信託管理人の選任方法

信託管理人について、受益者が現に存しない場合に、原則として、信託行為において、信託管理人となるべき者を指定する定めを設けることができます（信託法123条1項）。また、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、または、信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をしないか、就任できないときには、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができます（同条4項）。

さらに、信託行為に信託管理人に関する定めがない場合においても、信託の変更の手続きにより、信託管理人に関する別段の定めを置くことも可能です。

## 3 信託監督人

### (1) 信託監督人の権利・義務

信託法においては、受益者が、高齢者、未成年者等、受託者を監視、監督することが困難であるような場合に備えて、受益者保護の観点から信託監督人の制度をとっています。

信託監督人が行使することができる権利は、原則として、受託者を監視、監督するために必要となる権利であることから、具体的には、信託法92条（17号・18号・21号・23号を除く）に掲げる権利に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有し、信託行為による別段の定めが認められています（同法132条1項）。

また、信託監督人は、信託管理人と同様に、受益者のために善管注意義務と誠実公平義務を負っています（同法133条）。

### (2) 信託監督人の選任方法

受益者が現に存する場合において、信託行為に、信託監督人となるべき者を指定する定めを設けることができます（信託法131条1項）。

また、受益者が受託者の監督を適切に行うことができない特別な事情がある場合には、信託行為に信託監督人に関する定めがないとき、または信託行為の定めにより信託監督人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託監督人を選任することができるものとされています（同条4項）。信託設定後の事情の変化により、受益者が受託者を十分に監視、監督することができないような場合に備えたものです。

したがって、複数の受益者が存する信託について、その一部の受益者の監督能力が乏しい場合でも、他の受益者に十分な監督能力があれば、この「特別な事情」は存しないことになります。

## 1 委託者の権利

委託者の権利については、信託行為で、信託法の規定による委託者の権利の全部または一部を有しない旨、または、信託法に定められた一定の権利（信託法145条2項）の全部または一部を有する旨を定めることができます（同法145条1項）。すなわち、委託者の権利については、信託行為の定めでゼロにすることも、反対に大きな権限を与えることもできるということです。

## 2 委託者の地位の移転

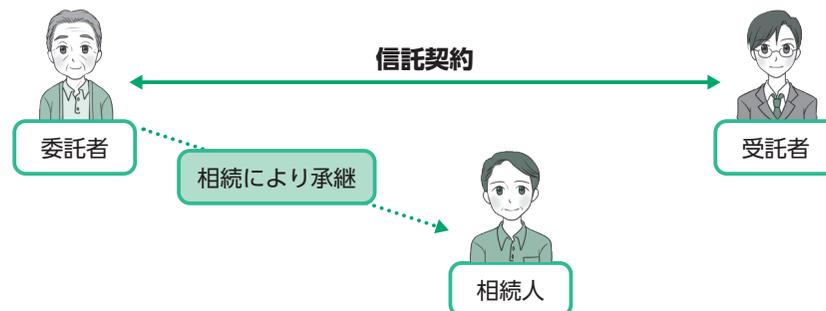
委託者の地位は、受託者、受益者および他の委託者が存する場合は他の委託者の同意を得るか、または、信託行為において定めた方法に従って、第三者に移転することができます（信託法146条）。

## 3 委託者の地位の承継

委託者の地位の承継については、①契約によって設定された信託と、②遺言によって設定された信託に分けられます。

### （1）契約によって設定された信託

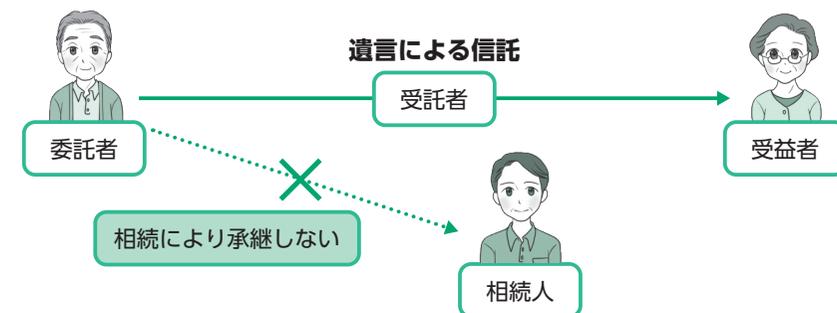
契約によって設定された信託については、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継することになります。この根拠規定は、信託法上ありません。特段の規定がないということは、他の権利と同じように相続人が承継するというわけです。また、それを望まない場合には、信託行為の定めにより承継させないこともできます。



### （2）遺言によって設定された信託

遺言によって設定された信託における委託者の地位の承継については、信託法に定めがあります。委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとされており、信託行為の別段の定めにより承継させることもできます（信託法147条）。

遺言によって設定された信託は、委託者が財産を法定相続分とは異なる配分にしようとするものが大半です。そもそも、典型的に、信託の受益者と委託者の相続人とは信託財産に関して相対立する立場にあり、通常、遺言者は、そのような状態が予想されるにもかかわらず、相続人に対して、委託者の権利を与えることを望まないと考えられます。このことから、委託者の地位を相続により承継しないことが任意規定として定められているのです。



## 1 概要

信託に関する税制の取扱いは、①委託者から受託者への財産の移転、②受託者による信託財産の管理・処分、③受益者への信託の収益の給付、④信託の終了による受託者から受益者への財産の給付等のさまざまな場面を考慮する必要があります。

信託に関する税制の基本原則として、「実質所得者課税の原則」と言われているものがあります。原則として、実質上の所有者である受益者にその所得や利益が帰属するものとみて課税関係を考えるものです。

信託の収益の給付に関する課税については、信託の収益発生時に受益者等へ課税され、このような取扱いが行われる信託は、税法において「受益者等課税信託」として定義されています（所得税法13条1項本文、法人税法12条1項本文）。

ただし、受益者が複数存在するなど、集団で投資するような信託の場合は、収益発生時に課税することが実際上困難であること等により、収益を受益者等が受領した段階で課税されます。これらの信託は、税法において「集団投資信託」、「退職年金等信託」、「特定公益信託」として列挙されています。また、受益者やみなし受益者が存在しない信託、租税回避行為が懸念される信託等は、「法人課税信託」として定義され、受託者に対し、固有の所得とは区分して信託設定段階で法人税が課税されます（所得税法13条1項ただし書、法人税法12条1項ただし書）。

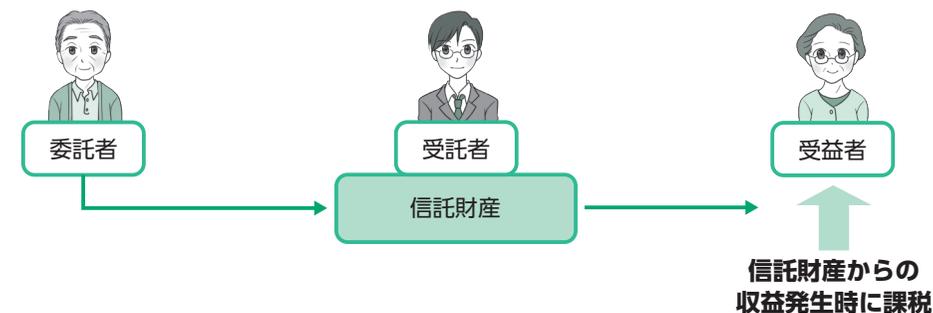
## 2 収益への課税

### (1) 受益者等課税信託

信託収益から生ずる収益は、法律上は信託財産の所有者である受託者に帰属しますが、信託の経済的利益は受益者が享受します。そこで、信託財産に属する資産および負債、信託財産に帰せられる収益および費用は、受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る）が有するものとみなされ、信託財産からの収益発生時には受益者に対して課税されます。この場合、受益者が受託者から収益を受け取っているかどうかは関係なく、収益の発生時に受益者に課税されます。

なお、受益者以外で、信託を変更する権限を現に有し、信託財産の給付を受けるこ

ととされている者も、受益者とみなされ課税されます。



### (2) 集団投資信託

集団投資信託とは、合同運用信託、公社債投資信託、証券投資信託、国内公募投資信託、特定受益証券発行信託のことをいいます。合同運用信託の収益の分配は利子所得、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の配当は配当所得とされ、他の金融商品との平仄等の観点から、収益の分配時に利子所得、配当所得として課税されます。

### (3) 退職年金等信託

退職年金等信託とは、厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託、確定給付企業年金基金信託、確定拠出年金信託、国民年金基金信託のことをいいます。これらの信託は、個々の受給者への帰属関係が確定する給付時まで課税が繰り延べられ<sup>9</sup>、支払の事由により、退職所得、雑所得（公的年金等控除の適用あり）等として課税されます。

### (4) 特定公益信託等

特定公益信託等とは、法人税法において規定されている信託で、特定公益信託および加入者保護信託をいいます（法人税法12条4項2号）。

### (5) 法人課税信託

法人課税信託には、次のものがあります。

<sup>9</sup> 繰り延べられることとなる延滞利子税に相当するものとして、信託財産である積立金から従業員負担掛金相当額を控除した金額に対し特別法人税が課されますが、運用環境の低迷等により、平成11年（1999年）4月より、課税が停止されています。

# 企業オーナーの事業承継 対策

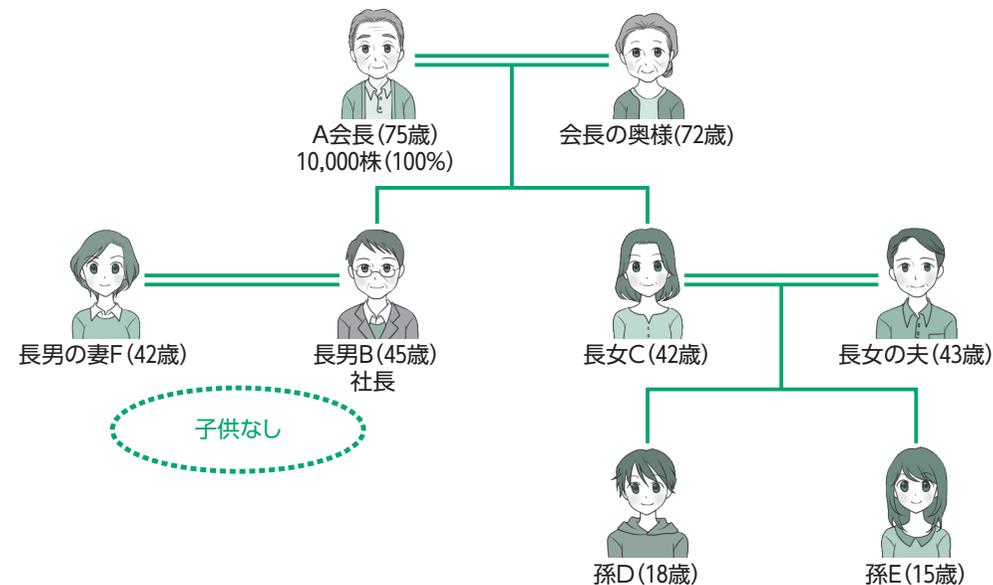
## 1 遺言代用信託で次々世代まで非上場株式を承継する 後継ぎ遺贈型受益者連続信託の活用例

### (1) 取引先企業H社（非上場会社）の概要と親族関係

#### Case 1

M信託銀行の取引先である、製造業のH社は創業100年の老舗企業です。創業以来代々長男が社長を務めており、自社株式についても代々長男が承継しています。現在は、H社の株式はA会長（75歳）が100%保有しています。現在のオーナーであるA会長の相続人は奥様（72歳）、長男（45歳）、長女（42歳）の3名です。5年前に長男であるBに社長を譲り、経営の承継については5年間かけて、後継者教育や権限委譲を進め関係者の理解も得られています。そこで、今後は自社株式の承継を含めた相続対策について検討していきたいと思っています。

【図表1-1】 H社オーナー一族の親族関係図・株主構成



### (2) 相続・事業承継の意向

A会長の意向としては、自社株式については、相続による分散を防ぎ、経営権を安定させるために、すべて社長である長男B（以下B社長）に相続させ、奥様や長女Cには不動産や金融資産などその他の財産を相続させたいと考えています。

ただし、B社長は結婚していますが、子供がおらず、今後も作る予定はないため、A会長とA会長の奥様相続後は長男の法定相続人は長男の妻F（以下妻F）と長女C（長女Cが先に亡くなっている場合は孫Dおよび孫E）となります。妻FがB社長から株式を相続した場合、その後に妻Fの相続が起きると妻Fの法定相続人は妻Fの兄弟や甥姪となるため、親族外に株式が分散してしまいます。

A会長の意向としては、B社長の後継者は、長女の長男（以下孫D）または長女（以下孫E）のどちらかになってほしいと考えており、B社長の相続時には、H社の株式は孫Dまたは孫Eのうち、経営者に相応しいとB社長が決めた者にすべて承継させ、孫の代まで引き続き株式の分散を防ぎたいと考えています。A会長の意向については、B社長も今のところは賛成しています。孫Dと孫Eも現在学生ですが、祖父であるA会長の話を聞いて、2人とも大学卒業後はH社に入社したいと考えています。

### (3) 信託以外の方法での株式承継対策と課題

A会長は事業承継の意向を実現するために、①A会長が「自社株式を長男に相続させ、不動産や金融資産を奥様と長女に相続させる。」内容の遺言を作成する、②B社長も「孫D（または孫E）に自社株式を承継させる。」内容の遺言書を一緒に作成するという対策を考えました。ただし、この対策では次の2つの課題が考えられます。

#### 1 遺言書は遺言者の意思で自由にいつでも書換（変更）が可能

遺言書は遺言者の意思でいつでも書換が可能であり、A会長の相続後に、B社長の奥様から株式が欲しいと言われるなどして、B社長の気が変わった場合、遺言書を書き換えてしまう可能性があります。また、孫Dも孫Eもまだ学生であり、どちらが経営者に相応しいかは現時点ではわかりませんので、今、遺言書を書く場合にどちらかを指定することが難しいと考えられます。このような点から確実に孫Dまたは孫Eに株式を承継させる方法としては課題があるといえます。

#### 2 B社長の妻Fから遺留分減殺請求を受ける可能性

B社長がH社株式を相続し、B社長の相続時に遺言で孫Dまたは孫Eのどちらかに株式を相続させる遺言を作成していたとしても、オーナーの財産の大半は自社株式で

あるというケースが多いため、B社長の財産内容の大半がH社株式であった場合には、妻Fの遺留分を侵害する可能性があります。その場合には、妻FからH社株式を承継した孫に対し、遺留分減殺請求がなされる可能性があります。

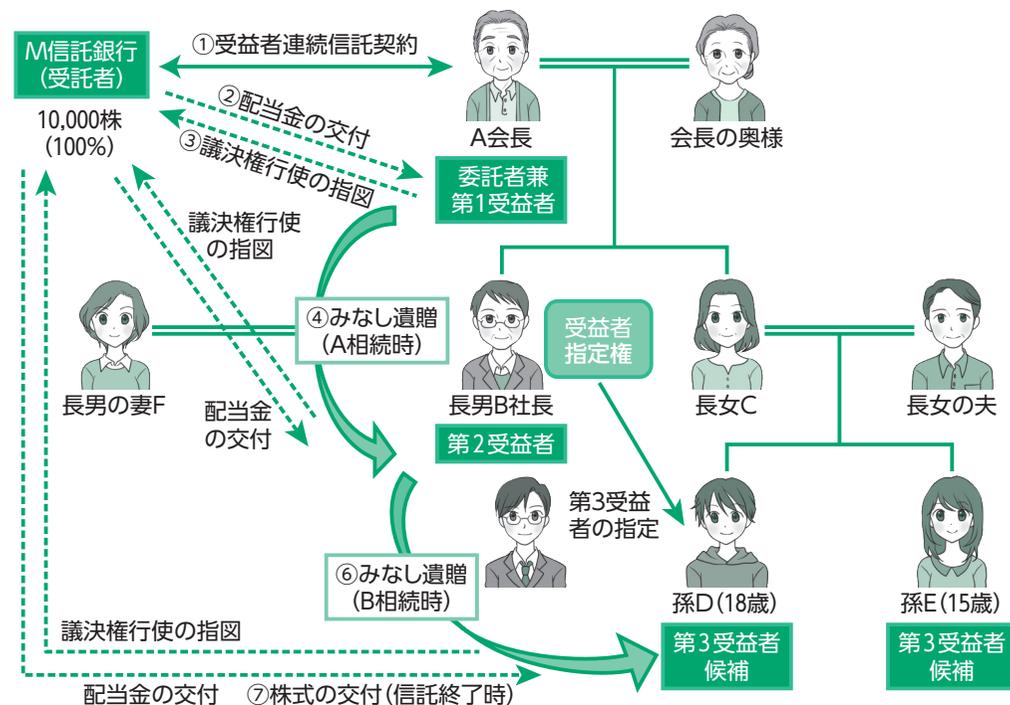
#### (4) 信託スキームを活用した株式承継対策

A会長の意向の実現のために、M信託銀行と相談し、前述の課題を解決する方法として、【図表1-2】のような信託を活用した株式承継対策を実施することにしました。信託スキームの内容は次のとおりです。

##### 1 信託スキーム概要

- ① A会長を委託者兼第1受益者、M信託銀行を受託者とする信託契約を締結し、H社株式を信託設定。
- ② A会長が受益者として、信託受益権を取得。配当については、所有権者であるM信託銀行が受け取り、受益者であるA会長に交付。
- ③ 議決権行使については、受益者A会長からの指図のもとにM信託銀行が行使。
- ④ A会長が死亡した場合、A会長の保有していた信託受益権は消滅し、第2受益者のB社長が信託受益権を取得する。配当や議決権については、第2受益者が前

【図表1-2】 信託スキーム図（後継ぎ遺贈型受益者連続信託）



【図表1-3】 信託スキームの信託要項イメージ

信託目的	発行会社の事業の発展および当該事業の円滑な承継を実現するための株式の管理および保全
受託者	M信託銀行
信託財産	H社株式
信託期間	30年（第3受益者が取得するまで延長あり。最長50年）
委託者兼第1受益者	A会長
第2受益者	B社長
第3受益者候補	孫D、孫E
受益者指定権者	第2受益者（第3受益者候補の中から第3受益者1名を指定する権利）
議決権の行使	現在受益者の指図に従い、受託者が行使
信託の変更・解約	原則不可（遺言での受益者の変更も不可）
信託受益権の譲渡・質入れ	受託者の承諾を得た場合を除き、不可
信託終了事由	①信託契約期間の満了、②第3受益者が指定されずに第2受益者が死亡等
帰属権利者	信託終了事由①の場合は現在受益者、上記②の場合は孫D

受益者と同様の権限を持つ。

- ⑤ B社長は受益者指定権を行使し、孫Dまたは孫Eのいずれか1名を第3受益者に指定する。
- ⑥ B社長が死亡した場合、B社長の保有していた信託受益権は消滅し、指定された第3受益者が信託受益権を取得する。配当や議決権については、第3受益者も前受益者と同様の権限を持つ。
- ⑦ 信託契約期間の満了により信託は終了し、帰属権利者（信託終了時に信託財産を受け取る者）である現在受益者（信託終了時に受益者である者）に信託財産が交付される。なお、第2受益者が第3受益者を指定しないまま死亡した場合も信託は終了し、その場合は、孫Dが帰属権利者となる。

##### 2 信託を活用するメリット・特徴

- ① 第2受益者以降を指定することができ、遺言のように簡単に変更ができない。  
A会長は信託設定後も信託前と同様に、信託を経由して配当を受領でき、議決権についてもM信託銀行に指図することで従前と同様に行使できます。そして、A会長の死亡時には遺産分割手続きを経ることなく、相続開始と同時に後継者であるB社長が信託受益権を取得し、A会長同様に議決権行使の指図等ができることから経営上の空白期間が生じることもありません。B社長は受益者指定権を行使して、第3受益者を指定することができます。指定できる範囲を「孫Dまたは孫Eのうちど

ちらか1名」と信託契約に定めることで、遺言のように自由に変更することができないように限定できるため、A会長の意向通り、孫の代まで株式を分散させずに承継することができます。なお、受益者指定権を行使せずにB社長が死亡した場合、孫Dが帰属権利者としてH社株式を取得するため、その場合も株式が分散することはありません。

## ② 受益者連続型信託の遺留分の考え方

遺留分については、A会長の相続発生時に第2受益者となるB社長が信託受益権を取得するだけでなく、A会長の相続発生時に第3受益者もA会長から遺贈を受けた場合と同様に権利を取得したものと計算すると考えられています。そのためB社長の相続時には、第3受益者はB社長から信託受益権を取得するわけではないので、B社長の遺留分を算定する場合、本信託の信託受益権は含まれないと考えられています。よって、第3受益者となる孫がB社長の妻Fから遺留分減殺請求を受ける可能性が低くなると考えられます。

以上①②により、A会長とB社長が共に遺言を作成するという対策の問題点を解消できると考えられるため、信託を活用することでA会長の意向を実現したH社株式の承継対策を実現できる可能性が高まりました。

## (5) 受益者連続信託スキームを活用する際の留意点

### 1 信託期間について

受益者連続型信託は信託法で信託期間の期間制限が定められています。具体的には信託が設定された時から30年経過した後は信託受益権の新たな取得は一度しか認められません。本事例に当てはめて考えてみると、30年後に委託者であるA会長が存命の場合には、第2受益者（B社長）は信託受益権を取得できますが、信託受益権の取得は一度しか認められないため、第3受益者は信託受益権を取得することができません。こういった制約があることから、信託設定においては、委託者の年齢も踏まえた設計をする必要があるでしょう。

A会長の死亡	第2受益者（B社長）の信託受益権取得	第3受益者（孫Dまたは孫E）の信託受益権取得
信託設定後30年まで	可	可
信託設定後30年経過後	可	不可

### 2 遺留分について

前述のとおり、遺留分についてはA会長の相続発生時に第2受益者と第3受益者が

A会長から信託受益権を取得するものと考えられています。この場合、第2受益者は自身の死亡時を終期とする存続期間不確定な権利を取得し、第3受益者も第2受益者の死亡を始期とし、自身の死亡時を終期とする存続期間不確定な権利をそれぞれ取得したものと、各信託受益権の価格を評価し、遺留分を算定するべきとの見解<sup>1</sup>がありますが、その算定は非常に難解であると思われます。また、遺留分減殺請求の相手方についても受益者に対して請求するという考え方のほかに、受託者に対して請求するという考え方もあります。このように、受益者連続型信託において、遺留分減殺請求があった場合には、通常の遺言での遺留分侵害に比べ、解決にかかる時間も労力も大きくなる可能性があります。信託設定においては、遺留分侵害の可能性について確認し、遺留分を侵害しないような設計をすることや遺留分の放棄等の対応を検討する必要があります。

### 3 受益者連続型信託等に対する課税の特例

②の遺留分の考え方と異なり、後継ぎ遺贈型の受益者連続型信託の税務上の取扱いは、各受益者は直前の受益者から遺贈（または贈与）により信託受益権を取得したとみなして相続税（贈与税）が課税されます。本事例のケースでは、A会長の信託設定時にはA会長がH社株式を信託し、代わりに同価値の信託受益権を取得するため、税務上資産の移転はなく、課税はありません。A会長の死亡時には、信託受益権のすべてをB社長が遺贈により取得したとみなされてB社長に相続税が課税されます（相続税法9条の2第1項）。また、B社長の相続時には信託受益権のすべてを第3受益者の孫Dまたは孫EがB社長から遺贈により取得したとみなして孫Dまたは孫Eに相続税が課税されます。そして、第3受益者が取得した後、信託期間が満了し、信託が終了した時には、第3受益者に信託財産が交付されるため税務上資産の移転はなく、課税はありません。なお、信託受益権の相続税評価額は信託財産であるH社株式の相続税評価額と同じです。

事由	課税の取扱い
信託設定時	課税なし
信託期間中	受益者が信託財産（H社株式）を保有するものとみなして所得税等が課税
A会長相続時	A会長からB社長が信託受益権をすべて取得したとみなして相続税が課税
B社長相続時	B社長から孫D（または孫E）が信託受益権をすべて取得したとみなして相続税が課税
信託終了時	課税なし

1 寺本昌広『逐条解説新しい信託法』（商事法務 2007年）261頁

#### 4 その他の留意点

本事例のように、オーナーの意向が、孫の代まで自社株式を分散させずに親族内で事業承継をしたいということであったとしても、数十年先にその事業がどうなっているのかということは誰にも予想できません。また、事業が上手くいっていた場合でも、株式の相続税評価額が上がり、相続税負担が重くかかってしまい、株式を（発行会社等に）売却しなければ相続税が納められないというような状況になってしまう可能性もあります。そういったリスクも踏まえて、信託設計の際には、信託契約の変更や一部解約等について柔軟に対応できるようにしておくことなども踏まえて設計する必要があります。

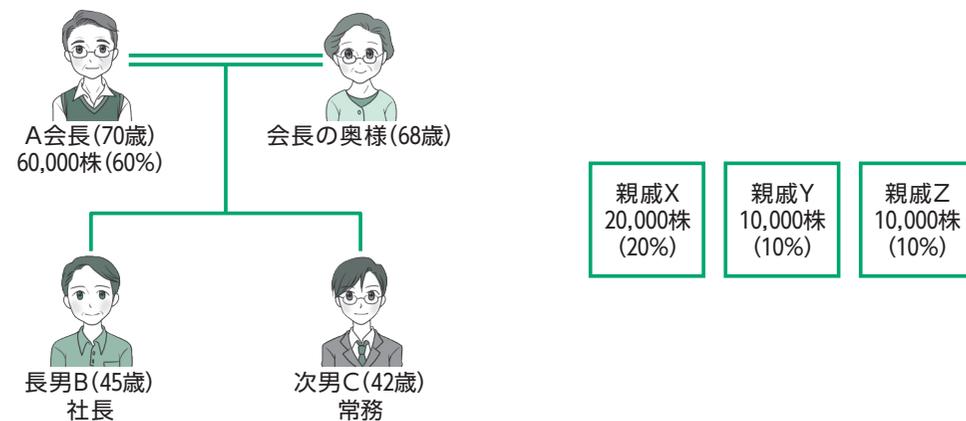
## 2 非上場会社の議決権をオーナーが維持しつつ、財産権を後継者に贈与する他益信託の活用例

### (1) 取引先企業K社（非上場会社）の概要と親族関係

Case  
2

M信託銀行の取引先である、卸売業のK社はA会長の祖父が創業した会社です。株主構成は3代目のA会長が60%を保有していますが、会長の従兄弟や従兄弟の子供などの親戚が残りの40%を3名で保有しています。A会長の相続人は奥様と長男B、次男Cで子供たちは2人ともK社に勤めています。

【図表2-1】 K社オーナー一族の親族関係図・株主構成



### (2) 相続・事業承継の意向

A会長は今年4月に社長を長男B（以下B社長）に譲り、6月の株主総会（3月決算）で取締役を退任し、役員退職金を受け取ることであります。K社の業績は安定して成長しており、今後も増収増益が見込まれています。そのため、K社株式の相続税評価額は今後も上昇していくことが予想されていますが、今期はA会長に多額の役員退職金を支給することで、特別損失が出るため、利益がマイナスとなり、一時的にK社株式の相続税評価額が下がることを見込まれます。A会長はかねてから取締役退任を機に相続対策を進めていきたいと考えており、株価が下がるタイミングで相続時精算課税制度を用いて、B社長にK社株式を贈与し、配当をB社長が受け取ることで将来の相続税納税資金の準備をしたいと考えています。ただし、B社長が40歳とまだ若いことから、議決権まで渡してしまうことに不安を感じており、一定期間（10年程度）は議決権についてはこれまで通りA会長が行使したいと考えています。また、B社長に経営能力がなかった場合には、B社長からK社株式を取り上げ、次男C（以下C常務）に渡したいと考えています。

### (3) 信託以外の方法での承継対策と課題

A会長は事業承継のコンサルティング会社に相談したところ、次の3つの対策（種類株式の活用、属人的株式の活用、株主間契約）を提案されました。それぞれの方法とA会長の意向を実現するうえでの課題は次のとおりです。

#### 1 種類株式の活用

黄金株（拒否権付き株式）を1株発行してA会長が保有し、普通株式を後継者に贈与するという方法です。しかし、拒否権付き株式は一定の重要議案を否決できる権利を持ちますが、積極的に意思決定を行うことはできないため、これまで通り議決権を行使したいというA会長の意向は実現できません。また、種類株式の発行には株主総会の特別決議（原則として行使できる議決権の過半数の株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上により決議）が必要であり、親戚株主が反対すれば発行することはできません。

#### 2 属人的株式の活用

非公開会社においては、議決権について株主毎の異なる取扱いを定款に定めることが会社法109条2項で認められているため、A会長が1株だけを残して贈与を実施し、定款に属人的定め（例えば、A会長の保有する株式は総議決権の6割の議決権を持つ

など)を定めることによって、A会長が株主総会でこれまで通り、議決権を行使できる可能性があります。ただし、属人的株式を定款に定める場合は株主総会での特殊決議(総株主の半数以上かつ総株主の議決権の4分の3以上により決議(会社法309条4項)が必要となるため、種類株式以上にハードルが高く、親戚株主が反対すれば発行することができません。

### 3 株主間契約

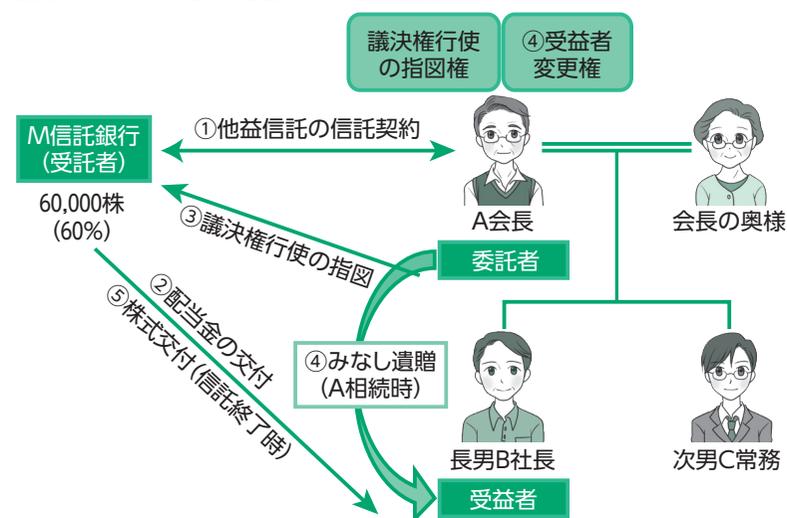
A会長とB社長で「議決権の行使については、A会長の指図に従ってB社長が行使する。」という合意を記載した株主間契約を結ぶという方法も考えられます。この方法であれば、当事者間のみ契約によって可能であるため、親戚株主を気にすることはありません。ただし、仮にB社長が合意に反して、A会長の指図を無視した議決権の行使をしたとしても、会社法上は有効であり、A会長は契約違反に基づく損害賠償請求等の金銭的な解決しかできません。

また、1~3の方法ではB社長に経営能力がなかった場合に、B社長から株式を取り上げてC常務に渡したいというA会長の意向を実現することができません。

## (4) 信託スキームを活用した株式承継対策

A会長の意向の実現のために、M信託銀行と相談し、前述の課題を解決する方法として、【図表2-2】のような信託を活用した株式承継対策を実施することにしました。信託スキームの内容は次のとおりです。

【図表2-2】 信託スキーム図 (議決権留保型の他益信託)



## 1 信託スキーム概要

- ① A会長を委託者、M信託銀行を受託者、B社長を受益者とする他益信託契約を締結し、K社株式を信託設定。
- ② B社長が信託受益権を取得し、配当については、所有権者であるM信託銀行が受け取り、受益者であるB社長に交付。
- ③ 議決権の行使については、議決権指図権者であるA会長からの指図をもとにM信託銀行が行使。
- ④ A会長は受益者変更権を行使して、受益者をBからCに変更する権限を持つ。
- ⑤ 信託期間が満了した場合、またはA会長が死亡した場合に信託は終了し、受益者がK社株式を受け取る。

【図表2-3】 信託スキームの信託要項イメージ

信託目的	発行会社の円滑な事業承継による企業価値の維持・向上を目的とする株式の管理および保全
受託者	M信託銀行
信託財産	K社株式
信託期間	10年
委託者	A会長
受益者	B社長
受益者変更権者	A会長
議決権の行使	委託者の指図に従い、受託者が行使
信託の変更・解約	原則不可
信託受益権の譲渡・質入れ	受託者の承諾を得た場合を除き、不可
信託終了事由	①A会長の死亡、②信託契約期間の満了 等
帰属権利者	受益者

## 2 信託を活用するメリット

- ① 当事者間の信託契約でA会長の積極的な議決権行使による意思決定が可能  
 信託契約の締結に株主総会の決議は不要なため、親戚株主に相談することなく、契約当事者間で信託契約を行うことができます。そのため、種類株式や属人的株式等の活用比べて手続きが簡易です。また、拒否権付き株式と異なり、A会長が信託設定前と実質同様に議決権を行使できるため、積極的な意思決定が可能になります。また、信託契約において議決権の指図権者をA会長と定め、受託者である信託銀行がA会長の指図に基づいて議決権を行使するため、株主間契約のように契約違反でB社長が議決権を行使するという心配もありません。

信託受益権は信託設定時に受益者であるB社長が取得するため、株価が低くなっ